

滝上町国民健康保険診療所新築基本計画（案）



令和5年5月

滝上町

【目 次】

はじめに	1
1 新診療所新築の基本方針	
(1) 目指す方向性	2
①地域医療の確保	2
②救急医療の確保	2
③災害時における医療体制の確保	2
④予防医療の確保	2
⑤医療・介護・福祉の連携	2
⑥医療従事者の確保	3
(2) 施設整備の基本的な考え方	4
①患者中心の施設整備	4
②変化に対応できる施設整備	4
③災害に強い施設整備	4
④機能的で効率的な施設整備	4
⑤経済性と環境に考慮した施設整備	4
(3) 新築場所について	5
(4) 整備スケジュール	5・6
(5) 外観図	7
(6) 配置図・平面図・立面図	8
(7) 概算事業費及び財源等	9
(8) 収支計画	10

はじめに

滝上町国民健康保険診療所（以下、「国保診療所」という。）は、昭和31年6月に国民健康保険事業の直営病院として病床数35床で開設し、その後昭和50年11月に現在地へ移転改築しました。

移転改築時、病床数63床（一般46床、結核17床）で始まりましたが、これまで国の医療制度改革や入院患者の減少などにより、平成15年4月に54床（一般26床、療養28床）、平成30年4月から38床（一般26床、療養12床）に減床し、さらに令和3年4月からは有床の診療所（一般19床）と規模を縮小し運営しております。

一方、建物は築45年以上が経過し、町内の公共施設の中では最も古く老朽化、狭隘化が著しく、施設の運営にも支障が生じている状況にあります。

これに加え、平成28年の消防法施行令の改正により、令和7年6月末日までに有床の病院、診療所にスプリンクラーの設置が義務付けられたことにより、現状のままでの運営が出来なくなりました。

このような状況から、令和4年10月に「滝上町国民健康保険診療所改築基本構想」を策定し、新診療所が目指す方向性や施設整備の基本的な考え方、運営方針等を示しました。

今般、「滝上町国民健康保険診療所改築基本構想」に基づき、新診療所の運営計画、整備計画などを定めた「滝上町国民健康保険診療所新築基本計画」（案）を策定しました。

1 診療所新築の基本方針

(1) 目指す方向性

①地域医療の確保

滝上町国民健康保険診療所は、町内唯一の有床医療機関として、これまで町民が安心して暮らしていくための医療機関として重要な役割を果たしてきました。

令和3年4月から診療所へ規模を縮小しましたが、これからも町民のかかりつけ医として日常的な疾病などに対応した一次医療の確保に努め、より専門性の高い二次、三次医療が必要な患者にはこれまで同様、関係医療機関との連携を図っていきます。

なお、診療科目については、これまで同様、内科、外科、整形外科を標榜し、さらに、訪問診療や訪問看護などの在宅医療の推進に努めていきます。

②救急医療の確保

診療所として開設して以降、平日のみ20時までの時間外診療が再開されましたが、未だ24時間救急患者受け入れは再開出来ておりません。一日も早く再開できるよう引き続き看護師確保の取り組みを行います。

③災害時における医療体制の確保

近年頻発している大雨等による自然災害時においても医療サービスが提供できる構造とし災害に強い安全安心な施設の整備を行います。

④予防医療の確保

診療所内ではこれまで、乳幼児予防接種や高齢者等への各種予防接種、特定検診、健康診断などの予防医療を行ってきましたが、今後は、これまで診療所内で行っていなかった乳幼児健診が実施できる施設の整備を行います。

⑤医療・介護・福祉の連携

高齢者人口は今後減少の見込みですが、総人口に占める割合は年々増加していく傾向と推測されております。これからも医療が必要な方、介護が必要な方、また両方必要な方が多くなると推測される中で、医療・介護・福祉等の関係機関が今まで以上に連携を深め、最期まで住み慣れた滝上町で暮らすことができる取り組みを行います。

⑥医療従事者の確保

働き方の多様化や若者の都会志向などにより過疎地における医療従事者の確保、特に看護師の採用は年々厳しさを増しています。外来診療体制の維持はもとより、病棟を維持していくために必要な医師、看護師等の医療スタッフを確保し、安定した医療体制の提供を行います。

(2) 施設整備の基本的な考え方

施設を整備するにあたり、必要な医療機能を十分に発揮出来る施設とするとともに、患者が利用しやすく、職員が働きやすい施設とすることが必要であります。そのためには、外来部門、診療部門、病棟部門、事務部門等を廊下・上下階により明確にゾーニングすることを考慮した施設整備を行います。

また、町は、昨年6月に「人いきいき町わくわく童話村たきのうえは、2050年ゼロカーボンシティを目指します！」と宣言を行ったことから、これを実現するため、町内に豊富に存在する木質バイオマスなどに着目し有効活用することで、環境にやさしい町を目指す取り組みに沿った施設の整備を行います。

①患者中心の施設整備

バリアフリーやユニバーサルデザインで、年齢・性別・障害の有無等に関係なく多様な患者に対応したわかりやすい施設配置とプライバシーにも配慮した施設整備を行います。

②変化に対応できる施設整備

医療制度改革や医療ニーズなどの医療環境の変化、新型コロナウイルス感染症など時代に即した感染症防止対策をし、患者、職員に対し安心安全な対応ができる施設を整備します。

③災害に強い施設整備

災害時を想定したライフラインの確保や災害時にも医療機能を維持できるよう十分な耐震性を確保した施設を整備します。

④機能的で効率的な施設整備

関連部門を集約配置することにより、患者が利用しやすく、職員には動きやすさを考慮した施設とします。

さらに、業務の効率化を図るため、電子カルテ等の導入などにも対応可能な施設整備を行います。

⑤経済性と環境に考慮した施設整備

施設、設備のメンテナンス及びライフサイクルコストを考慮した経済性の高い施設と木質バイオマスの活用や太陽光発電パネルを外壁面等に設置し、その発電量を空調・給排水等の電力として使用し、エネルギーの削減に寄与した施設整備を行います。

(3) 新築場所について

新築場所については、現在地と比較して通院等で患者が不便とならないことやドクターヘリの離着場としての条件を満たすことが必要であります。

現在地には医師住宅の他、医療従事者用の住宅が1軒、また隣接する敷地には平成30年度に建設した1棟4戸の看護師住宅もあります。

さらに現在地は、平成28年10月作成の「まちづくりビジョン」において医療・健康ゾーンとなっていることから、新診療所の新築場所については、現在の診療所の前庭と駐車場の位置に建設します。(別紙1 配置図のとおり)

(4) 整備スケジュール

新診療所建設に係る整備スケジュールは次表1のとおりです。

令和5年度に実施設計、令和6年度に本体工事を行い、新診療所の完成後に現在の診療所、旧看護師宿舎の解体を行い駐車場及びドクターヘリの離着場とするための整備を行います。

開院は令和7年6月を見込んでいますが、社会情勢の影響等によりスケジュールが変更になることがあります。

海上町国民健康保険診療所新築工事 整備スケジュール													表1								
令和4年度			令和5年度					令和6年度					令和7年度								
11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	
基本設計入札																					
開設に向けて																					
基本設計																					
業務完了																					
←実施設計・監理契約																					
←実施設計事務所選定																					
入札、契約																					
備品計画																					
備品計画																					
開設許可事前協議																					
備品発注																					
備品納品																					
開設準備																					
開設許可																					
引越																					
開院																					
設計・監理																					
工事監理																					
契約																					
庭園散去・造成工事																					
本体工事着工																					
竣工																					
引渡																					
既存病院解体																					
新築工事整備																					

(5) 外観図

下図を予定していますが、今後の詳細な設計の段階で変更になることがあります。



(6)

・配置図

別添 配置図

今後の詳細な設計の段階で変更になることがあります。

・平面図（1階・2階・PH室（階段室））

別添 1階平面図、2階平面図・PH階平面図

床面積（1階、2階、PH（階段室））の合計は、約2,300㎡となり、基本構想の建物の概要で示した2,000㎡から2,200㎡に比べ面積が増加しました。主な理由としては、患者の利便性や将来の病床転換等を見込み、診察室をはじめ診療部門や病室の面積が当初想定していた面積より増加したことによるものです。

また、これまでの診療所内には無かった予防接種業務等を行うための専用の室（多目的室）を設けることとしたため面積が増加しました。

なお、今後の詳細な設計の段階で変更になることがあります。

・立面図

別添 立面図

今後の詳細な設計の段階で変更になることがあります。

(7) 概算事業費及び財源等

概算事業費については、下表のとおりです。

基本構想では先行事例等による標準的な単価で積算した結果、約15億円を見込んでおりましたが（建築工事費）、面積の増加、さらに最近の労務費単価や資材費の高騰などにより約16億5千万円となりました。（今後、建設費が変更になる場合があります。）

すでに事業費は当初想定していた金額を超えていることから、今後の詳細な設計の中で可能な限りコストを抑える取り組みを行っていきます。

概算事業費及び財源等

(単位：千円)

項目	金額	財源内訳		
		国・道支出金	起債	一般財源
実施設計委託費	27,610		27,600	10
建築工事費	1,654,389	64,714	1,271,700	317,975
外構工事費	48,775		48,700	75
備品購入費	38,300	4,766	9,500	24,034
解体工事費	183,018			183,018
建設地整備費	9,889			9,889
合計	1,961,981	69,480	1,357,500	535,001

※起債は過疎債及び病院事業債を予定しています。

・充当率は本来100%ですが、建築工事費中に起債の対象外経費が出ることを想定し、充当率80%で財源内訳を算定しています。

・過疎債の元利償還金の70%、病院事業債の元利償還金の25%は普通交付税で措置されます。

(8) 収支計画 (新診療所開院から5年間)

(単位:千円)

		7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
収 入	1. 医業収入	153,000	152,500	144,400	144,400	144,400
	2. 使用料及び手数料	301	301	301	301	301
	3. 財産収入	1,150	1,150	1,150	1,150	1,000
	4. 繰入金	592,123	403,044	405,149	405,149	451,110
	5. 繰越金	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
	6. 諸収入	251	251	251	251	251
	7. 町債	48,700	0	0	0	0
収 入 計		815,525	577,246	571,251	571,251	617,062
支 出	1. 総務費	716,671	478,392	477,292	477,292	477,292
	2. 医業費	80,606	80,606	79,406	79,406	79,406
	3. 公債費	18,148	18,148	14,453	14,453	60,264
	4. 予備費	100	100	100	100	100
支 出 計		815,525	577,246	571,251	571,251	617,062

※入院収入：11人（日平均）×365日×14,500円＝58,217千円（7、8年度）
 外来収入：52人（日平均）×243日×6,000円＝75,816千円（7、8年度）
 入院収入：10人（日平均）×365日×14,500円＝52,925千円（9年度以降）
 外来収入：50人（日平均）×243日×6,000円＝72,900千円（9年度以降）

※繰入金中、補助金として国等から措置されるもの

- ・救急患者受入分に対する補助金 4,483千円（7～11年度）
- ・運営費に対する補助金 105,400千円（7、8年度）
99,216千円（9年度以降）

※繰入金中、普通交付税で措置されるもの

- ・13,940千円（1病床/360千円・1診療所/7,100千円）（7～11年度）
- ・18,555千円（公債費償還額に対する交付額）（7～11年度の5か年合計）

※繰入金中、特別交付税で措置されるもの（7～11年度）
・49,339千円（不採算地区診療所に対して）